

おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、おもてなしヘルメット購入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県を訪れる観光客や宿泊客（以下「観光客等」という。）を対象とした自転車の貸し出しサービスを行う事業者に対して、自転車乗車用ヘルメット（SGマーク（一般財団法人製品安全協会が経済産業大臣の承認を得て、定められた認定基準に適合している製品にのみ表示するマークをいう。）が貼付された新品の自転車乗車用ヘルメット。以下「ヘルメット」という。）購入に必要な経費を補助することにより、自転車を利用する観光客等のヘルメット着用を推進し、自転車利用中の交通事故による頭部損傷被害の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

また、補助金の総額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとし、様式第1号には別紙を添付し、補助事業に要する経費の内訳を明らかにするものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなけれ

ばならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日
 - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとし、また、様式第 1 号には別紙を添付し、補助事業に要した経費の内訳を明らかにするものとする。

(雑則)

第 8 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象事業者	3 補助対象事業	4 補助率
おもてなしヘルメット購入支援事業	<p>本県を訪れる観光客等を対象とした自転車の貸し出しサービス（サービスは有償、無償を問わない。）を行う事業者</p> <p>ただし、以下に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者） 	補助対象事業者による自転車乗車用ヘルメット購入に要する経費	<p>1/2</p> <p>上限2,000円/個。</p>
<p>【注意事項】 本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとし、紛失・破損・盗難等による再購入に対する補助は認めないものとする。</p>			